

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		児童手当の支給の制限	
根拠法令及び条項		児童手当法第10条	
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 児童手当法第10条、同法第27条第1項		
処分基準 設定年月日	昭和47年1月1日	処分基準 最終変更年月日	平成24年4月1日
所管部署	こどもみらい 部 子育て応援 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

児童手当法（昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号）

（支給の制限）

第十条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

（調査）

第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。